

公租公課 (詳細)

2023年1月27日
東北電力株式会社

- 水利使用料は、河川法に基づき河川の水利使用の対価として支払うものであり、各水力発電所の理論水力に単価を乗じて算定しております。
- 今回の原価算入額は、前回と同水準となっております。

(単位：億円)

	今回 (2023～2025) A	前回 (2013) B	差 A－B	備考
一般水力	26	26	0	-
揚水	0	0	0	-
合計	27	26	1	-

〈参考〉水利使用料の算定式（河川法施行令第18条で上限を規定）

一般水力・・・1,976円×常時理論水力（kW）+988円※×特殊理論水力（kW）
揚水・・・{1,976円×常時理論水力（kW）+988円※×特殊理論水力（kW）}×補正係数
※ 1965（昭和40）年10月1日以降新增設分の適用単価は436円

（注）

常時理論水力＝常時使用水量（m³/秒）×常時有効落差（m）×9.8（重力加速度）
特殊理論水力＝最大理論出力－常時理論水力
最大理論水力＝最大使用水量（m³/秒）×最大有効落差（m）×9.8（重力加速度）

2. 固定資産税の算定について

- 固定資産税は、2022年1月時点の課税標準額をベースに、設備投資計画に基づく増減を反映した将来の課税標準額に税率を乗じて算定しております。
- 今回の原価算入額は、原子力発電所の安全対策工事に伴う課税標準額の増加等により、前回比で25億円増の148億円となっております。

(単位：億円)

	今回 (2023～2025) A	前回 (2013) B	差 A－B	備考
水力	23	21	2	-
火力	57	54	3	-
原子力	66	48	18	安全対策工事等による増
新エネ	1	2	▲0	-
送電	-	62	▲62	託送原価への移管による減
変電	-	31	▲31	託送原価への移管による減
配電	-	97	▲97	託送原価への移管による減
業務	1	12	▲11	託送原価への移管による減
託送原価	-	▲205	205	託送原価への移管
合計	148	123	25	-

3. 雑税の算定について

- ・ 雑税には、県市町村民税、事業所税、不動産取得税、登録免許税、都市計画税、核燃料税、印紙税、消費税などが含まれており、地方税法およびその他税に関する法令により、原価算定に係る前提計画や過去実績等に基づき算定しております。
- ・ 今回の原価算入額は、制度変更に伴う核燃料税の増加等により、前回比で12億円増の25億円となっております。

(単位：億円)

	今回 (2023～2025) A	前回 (2013) B	差 A－B	備考
県市町村民税	1	1	▲0	-
事業所税	1	1	▲0	-
不動産取得税・登録免許税	1	1	0	-
都市計画税	0	1	▲1	-
核燃料税	13	4	8	制度変更（出力割追加等）に伴う増加
印紙税	3	3	▲0	-
消費税	2	-	2	仕入税額控除不能分の増加
その他※	4	1	3	軽油引取税の免税措置廃止等に伴う増
合計	25	12	12	-

※その他・・・軽油引取税、森林環境税、産業廃棄物税、自動車税

- 核燃料税は法定外普通税※1として、青森県・宮城県に導入・施行されております。
- 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額や熱出力が課税基準となっております。

		青 森 県		宮 城 県※2		
課税標準	価格割	挿入された核燃料の価額		挿入された核燃料の価額		
	出力割	原子炉の熱出力※3		原子炉の熱出力※3		
税率		前回	今回	前回	今回	
	価格割	13%	8.5%	12%	12%	女川1 : なし 女川2・3 : 8.5%
	出力割 (円/千kW/3ヵ月)	9,000	38,250	—	7,000	女川1 : 11,150 女川2・3 : 22,300

※1：法定外普通税とは、地方税法で定める税目以外で、自治体が必要に応じ総務大臣との事前協議を経て制定できる法定外税のうち、一般的財政需要（用途の特定がされていない）にあてるためのもの。

※2：宮城県は2023年6月に核燃料税を更新予定。表中の今回の税率は、左側が現行、右側が更新後の値。
今回申請原価は、更新を反映して算定。

※3：ユニット別の熱出力は次のとおり。
東通1号：329.3万kW、女川1号：159.3万kW、女川2号：243.6万kW、女川3号：243.6万kW

4. 事業税の算定について

- ・ 事業税は、地方税法の定めるところにより、収入金額から一部収入を控除することにより算出した課税対象額に、税率を乗じて算定しております。
- ・ 2020年度税制改正による税率変更のほか、一部に外形標準課税が導入され、付加価値割と資本割が組み入れられております。
- ・ 今回の原価算入額は、収入の増加に伴う課税対象の増加により、前回比60億円増の185億円となっております。

(単位：億円)

		今回 (2023～2025) A	前回 (2013) B	差 A－B	備考
収入割	収入 a	24,862	17,153	7,709	総原価の増加
	控除項目 b	8,111	3,431	4,680	同上（他社購入電源費等の増加）
	課税対象 c = a - b	16,751	13,722	3,029	-
	税率（%） d	1.0655	1.301	▲0.2355	2020年度税制改正で税率変更
	税額 e = c × d	178	179	▲0	-
付加価値割 f		3	-	3	2020年度税制改正により追加
資本割 g		3	-	3	2020年度税制改正により追加
託送原価相当額 h		-	▲55	55	前回から託送原価相当額を控除
合計 e + f + g + h		185	124	60	-

〈参考〉事業税（収入割）課税対象の算定方法

収 入 = 事業税計上前総原価 + 他社販売電源料 + 電気事業雑収益 + 賠償負担金相当収益 + 廃炉円滑化負担金相当収益

控除項目 = 他社購入電源費（一部） + 貸倒損発生額 + 電気事業雑収益（一部）

- ・ 付加価値割については、申請原価や過年度実績に基づき算定しております。
- ・ 資本割については、直近 2 か年実績額の平均値により算定しております。

＜付加価値割の算定＞

（単位：百万円）

	原価織込額
報酬給与額 a	45,713
純支払利子 b	6,421
純支払賃借料 c	5,875
収益配分額 $d = a + b + c$	58,009
雇用安定控除額 $e = a - d \times 70 / 100$	5,107
税引前当期利益 f	34,630
付加価値額 $g = d - e + f$	87,532
税率 h	0.3755%
税額 $i = g \times h$	329

＜資本割の算定＞

（単位：百万円）

	2020	2021	原価織込額	備考
資本割	263	286	275	直近 2 か年平均値

5. 法人税の算定について

- 法人税等は、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」にしたがい、算定しております。
- 前提となる一株当たりの配当金額は、前回と同様に「50円」として算定しております。
- 法人税率は前回比で低下したものの、今回の原価算入額は、託送原価相当額を控除後の前回原価と比較した結果、19億円増の96億円となっております。

○ みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則

第3条第2項十一

法人税等 発行済株式（自己株式を除く。）の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）に定めるところにより算定した利益準備金を基に法人税法及び地方税法（道府県民税及び市町村民税の法人税割に限る。）により算定した額。

※料金原価における法人税等は、健全な事業運営を継続する上で必要となる資本コストの一環として算定しており、実際に支払われる配当金や法人税等とは異なります。

○ 法人税等の算定

（単位：百万株、億円）

		今回 (2023～2025) A	前回 (2013) B	差 A－B
発行済株式総数	a（自己株式除く）	500	499	1
配当金	b = a × 50円／株	250	249	1
法人実効税率（％）	c	27.84	32.32	▲4.48
配当所要利益	d = b ／（1－c）	346	368	▲22
法人税等	e = d × c	96	119	▲23
託送原価相当額（控除）		-	▲41	41
法人税等 （託送原価相当額控除後）		96	78	19